

令和5年度「エコ学区」ステップアップ事業 に係る学習会等支援業務受託候補者の募集要項

■ 応募

本業務の受託候補者として応募する者は、本募集要項及び仕様書に基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

■ 応募書類の提出期限

令和5年3月15日（水）午後5時

* 応募書類は、郵送又は直接持参すること（郵送の場合、上記提出期限必着）。

なお、直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。

■ 問合せ先及び書類提出先

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：石川、亀井）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286

※ 当該業務委託に係る予算案は、2月市会定例会にて提案中であり、予算審議の状況によっては、契約内容を変更する場合や契約の締結ができない場合があります。

1 背景及び目的

猛暑や集中豪雨など、地球温暖化による影響が深刻化し、気候危機ともいえる状況の下、令和元年5月、本市で開催されたIPCC総会の記念シンポジウムにおいて、世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えるため、門川市長が日本の自治体の長として「2050年CO₂排出量正味ゼロ」を目指す覚悟を初めて表明したことを受け、その動きは大きく全国へと広がり、令和2年10月には、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す」と宣言し、また、他都市においても決議や宣言が表明された。これにより、国と自治体が「2050年CO₂排出量正味ゼロ」の実現という同じ目標に向けて取組を進めることとなった。

本市においては、「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」の実現を目指し、2030年までの10年間の行動計画として、令和3年3月に京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉を策定し、更に同年9月には京都市長が市域からの温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比46%以上削減することを表明した。この削減目標の達成に向けては、ライフスタイルを持続可能なものへと進化させる取組が必要となる。

令和5年度は、地球温暖化対策条例が掲げる2050年CO₂排出量正味ゼロの実現に向けて、市民が地球温暖化を自分ごとととらえ、環境と調和したライフスタイルへの転換に取り組む機運を醸成するため、これまでのエコ学区の枠組みを超え、支援対象となるコミュニティの範囲を拡大するとともに、学習会中心の支援メニューを見直したうえで、企業や団体を講師として派遣するプログラムを令和4年度に引き続き取り組む。

本事業は、その推進に不可欠な啓発や環境学習の実施等を通じて、地域コミュニティにおける脱炭素型ライフスタイルへの転換及び家庭部門での温室効果ガス（とりわけCO₂）排出量削減を促進するものである。そのため、運営能力に優れた事業者の技術的知識や情報を活用するため、公募型プロポーザル方式による募集を行う。

2 委託内容（仕様）

別紙 仕様書のとおり

3 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (4) 京都市公契約条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業又は京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (5) 政治、宗教を目的とした団体でないこと。

4 応募手続等

(1) 提出書類

以下のア～クの資料を正本1部、副本4部の合計5部提出すること。

ただし、カの資料については、各1部の提出で可とする。

ア 企画提案書（様式1）

企画提案書の作成に当たっては、別紙仕様書を踏まえ、以下の点について記載した企画提案書を提出すること（原則としてA4横書きとし、枚数は問わない。図表やポスターイメージ等について別サイズの用紙を用いることは可。）。

※ 一部再委託を行う場合は、再委託先及び再委託内容（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。再委託先との連絡調整、統括は受託者が行う。）

※ 審査結果通知予定日（令和5年3月下旬）に連絡が取れる担当者氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入すること。

イ 見積書

項目ごとに人件費、直接経費等を算出するなど、積算の内訳が把握できるようにすること。企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を1通提出すること。見積金額は、16,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を全体経費の上限価格とする。見積金額が上限価格を超えている場合は、失格とする。

ウ 類似業務実績一覧表（様式2）

同様の業務実績（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、業務実績一覧表（様式2）を作成すること。ただし、提出された実績が同種業務に該当するか疑義がある場合は、当該応募者に確認のうえ、本市が判断する。

エ 企画書（次の事項を必ず記載してください。また、企画書には社名を入れないでください。様式不問。）

(ア) 本業務を実施する場合の体制

本業務の主担当者、その他従事する担当者及びコーディネータの経験年数、保有する資格、主な実績等

(イ) 提案内容等

- ・ 提案する企画の詳細や作成する資料案（支援対象となるコミュニティの募集に係るチラシ（学区向けと学区以外のコミュニティ向け）等）について、具体的に示すこと。また、実施するプログラムについて、次のとおり項目ごとに記載すること。
- ・ 仕様書2(1)「学習会、環境啓発ブースの出展及びブース型学習会の募集・企画・運営」における実施体制、課題解決の支援例（具体的に課題を例示し、その解決策

を示す。)、広報における工夫等について、学区向けと学区以外のコミュニティ向けに分けて記載すること。また、学区以外のコミュニティ向けに対しては、対象となるコミュニティの募集・選定方法及び想定するコミュニティも記載すること。

オ 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※1
- ・ 印鑑証明書 ※1
- ・ 納税証明書（国税等） ※1
- ・ 納税証明書（京都市税） ※1
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※2
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第1号様式） ※3

※1 申請書日前3箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※1, 2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

1 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/0504/sanka0504.htm>

2 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

※3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

カ コンソーシアム協定書

複数の事業者による共同提案を行う場合は、当該事業者間におけるコンソーシアム協定書を提出してください。

キ その他資料

上記以外に必要な資料等がある場合は、提出すること。

(2) 提出期限

令和5年3月15日（水）午後5時（郵送の場合は必着とする。）

(3) 提出方法・提出場所

応募書類は、京都市環境政策局地球温暖化対策室に郵送又は直接持参すること。

なお、直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。

提出時間は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）。

(4) 提出部数

5部（見積書は正本1部を作成し、企画提案書には写しを添付すること。）

なお、提出された書類は、選定審査事務以外の目的には使用しない。また、提出された書類は返却しない。

(5) 問い合わせ

募集内容に関する問い合わせは、令和5年3月8日（水）午後5時まで受け付ける。

5 選定方法

(1) 審査

提出された企画提案書及びヒアリングに基づき、応募者の業務実施能力を審査し、受

託候補者1者及び次点者1者を決定する。なお、ヒアリングに参加しなかった者、又は指定の時間に30分以上遅刻した者の企画提案書は、選定の対象外となる。

ヒアリングは、企画提案書を基に行うものとし、新たな資料の提出及び画像等を用いたプレゼンテーションは認めない。

(2) 主な評価のポイント

ア 企画内容

企画提案書及びヒアリングに基づき、本受託業務への企画内容を評価する。

(ア) 学習会、環境啓発ブースの出席及びブース型学習会等の提案内容

- a 事業目的を考慮した対象コミュニティの想定と募集・選定方法が提案されているか。
- b コミュニティの環境活動・ニーズに精通しているか。
- c 幅広い学習会のテーマが想定され、コミュニティの要望に柔軟に対応できるか。
- d 参加者の年代(特に学生や子育て世代などの若年層)、性別等の多様性の想定や、環境に対する関心の薄い層へのアプローチが提示されているか。
- e わかりやすさ、楽しさ、かっこよさ、最新事例の活用など、行動の変容・継続につながる工夫がなされているか。
- f CO₂削減効果を含む取組の波及効果を検証する方法が適切か。

(イ) 実施体制

- a 地球温暖化をはじめとする環境保全に関する知識の豊富な人員及びその他業務運営に必要な経験、能力を持った人員が配置されているか。
- b 指揮系統が明確であり、円滑な業務運営がなされるか。
- c 地球温暖化に資する活動を行うコミュニティ及び事業者等とのネットワークを有するか。
- d コミュニティと事業者等とのマッチング能力を有するか。
- e 関連情報の収集能力があるか。

(ウ) 業務経験

- a 環境関連の学習会や意見交換の場をコーディネートした業務経験があるか。
- b コミュニティや事業者等と連携の下、地域課題解決にも資する業務経験があるか。
- c 地球温暖化対策をはじめとする環境保全に関する業務経験があるか。

(エ) 市内活動実績

- a 本市内での活動実績があるか。
- b これからの1000年を紡ぐ企業認定や、KES等の環境認証を取得しているか。

イ 企画提案書

企画提案書に基づき、資料作成能力について評価する。

(ア) 提案された企画提案書の内容が分かりやすく作成されているか。

(イ) 使用される資料等が分かりやすくデザインされているか。

ウ 受託希望額

提案された見積金額により評価する。

(3) 企画提案書の無効

応募者から提出された企画提案書が、次の各号に掲げる事項に該当すると認められた場合は、当該企画提案書を無効とし、選定の対象外とする。

ア 前記「3 応募資格」に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合。

イ 企画提案書に虚偽の内容があると認められる場合。

ウ 企画提案書に記載された担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合。

ただし、やむを得ない事情があるものとして認められた場合はこの限りではない。

エ 企画提案書に記載された見積金額が、契約予定額の上限額を超えた場合。

オ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

6 スケジュール

(1) 応募期間

募集開始の日から令和5年3月15日（水）午後5時まで

(2) 質問受付期限

令和5年3月8日（水）午後5時

(3) 質問回答

令和5年3月10日（金）午後5時

(4) ヒアリング

令和5年3月17日（金）（予定）

時間、場所等の詳細については、応募期間終了後速やかに通知する。

(5) 受託候補者の決定

3月下旬

(6) 選定結果の通知

ア 応募者に対して、選定結果を書面で通知する。

イ 応募者は、選定結果に疑義がある場合は、選定結果の通知が届いてから休日を除く5日以内に書面により、説明を求めることができる。

ウ 前記イの求めがあった場合は、書面を受領した日から休日を除く5日以内に、書面により回答する。

(7) 選定結果の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

7 委託契約

(1) 契約時期

令和5年4月

受託候補者と協議のうえ、業務委託内容を決定し、委託契約を締結する。業務委託条件は、本仕様に基づく企画提案書の内容を基とするが、契約段階において、修正を求める場合がある。

なお、受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点者と協議を行う。

(2) 契約期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3) 契約予定額

16,500千円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

(4) 留意事項

ア 当室との連絡を密にして業務に当たること。

イ 業務の進捗状況については、当室と協議し、その指示に従うこと。

ウ 本業務の実施により得られた成果は、京都市に帰属する。

エ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、当室と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。

オ 仕様書「2(1)」で示すプログラムについて、実施学区数が想定より下回った場合は、その未実施学区数に応じて支払額を見直すものとする。

8 その他

(1) 全て提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出には応じない。

(4) 令和5年度の当該業務委託に係る予算案は、令和5年2月市会定例会において提案中であり、予算審議の状況によっては、契約内容を変更する場合や契約の締結ができない場合がある。

(5) 当事業と関係が深い事業が新たに発生する場合は、当室から受託者に協議を要請することがある。